

## 弁護士法等をめぐる主な検討状況〔骨子〕

### 第1 弁護士法関係

- 1 司法試験合格後に民間等における一定の実務経験を経た者に対する法曹資格の付与〔意見書88頁〕【弁護士法（以下「法」ともいう。）第5条参照】
  - (1) 司法試験合格後、一定期間、裁判手続関係等一定の法律関係事務を行っていた企業法務等の担当者や地方議会議員を含む公務員等につき、事前に所要の研修を受けることを要件として弁護士資格を付与
  - (2) 司法試験合格後、5年以上国会議員の職に在った者に弁護士資格を付与
  
- 2 いわゆる特任検事経験者に対する法曹資格の付与〔意見書88頁〕【法第5条参照】

いわゆる特任検事を5年以上経験した者に弁護士資格を付与
  
- 3 弁護士の活動領域の拡大〔意見書79頁〕【法第30条参照】
  - (1) 弁護士法上の公務就任の制限を撤廃
  - (2) 弁護士が営業等に従事する場合につき、これまでの許可制から届出制に移行
  
- 4 弁護士報酬の透明化・合理化〔意見書80頁〕【法第33条及び第46条参照】

弁護士の報酬規定を日弁連・弁護士会会則の必要的記載事項から削除
  
- 5 弁護士会による綱紀・懲戒手続の透明化・迅速化・実効化〔意見書84頁〕【法第56条以下参照】
  - (1) 現在弁護士のみで構成されている弁護士会の綱紀委員会に外部委員（裁判官・検察官・学識経験者）を追加
  - (2) 現在会則上の機関とされている日弁連綱紀委員会を法律上の機関として設置
  - (3) 日弁連に学識経験者のみで構成される「日弁連綱紀審査会」を創設（懲戒請求者が弁護士会の綱紀委員会の議決に対する異議申出をしたが、これを日弁連により棄却・却下された場合に、「日弁連綱紀審査会」に更なる不服申立ができる制度とする。）

6 法第72条の明確化[意見書86頁]【法第72条(ただし書)参照】

弁護士法以外の法律において法第72条の例外が定められている旨を明確化

第2 民事調停法・家事審判法関係

いわゆる非常勤裁判官制度の創設

弁護士が、非常勤の形態で、民事調停事件及び家事調停事件に関し、裁判官の権限と同等の権限をもって調停手続を主宰することができる制度を創設